

高知県教育委員会 会議録

平成26年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年11月25日(火) 13:30

閉会 平成26年11月25日(火) 14:35

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	田村 壮児
欠席委員	委員	中橋 紅美

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	原 雅彦
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課主任指導主事	堅田 勇人(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 委員長 11月定例委員会を開催する。
 教育長 (提案説明)
 委員長 本日の1号～6号のすべての議案は、高知県議会12月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。
 賛成の委員は挙手をお願いする。
 各委員 全員挙手
 委員長 それでは、付議第1号から6号のすべての議案を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	高知県人事委員会の勧告に基づく勤勉手当、期末手当等の引き上げということである。
事務局 委員	国とは違い、給料表の改訂はなく、期末勤勉手当等の引き上げである。単身赴任手当を上げる理由は何か。
事務局	国は、職員の事情に配慮し、3年かけて、3段階で引き上げる予定ということということである。国の規則はまだ出ていなが、法律の限度額が引き上げになっているので、国に準じて引き上げる改訂である。
委員	国が引き上げる理由は何か。
事務局 委員	職員の単身赴任に対する配慮するということである。
事務局 委員	地域による違いはないのか。
事務局 委員	生活の本拠地からの離れた距離によって支払われるものである。
事務局 委員	都会と地方で同じなのか。
事務局	地域手当として、東京で勤務すると、給料の約18%の手当が支給される。例えば、東京に生活の本拠地があり、北海道で勤務することになると、この単身赴任手当が支給されるということである。
委員	高知県の場合は東京事務所や大阪事務所、幡多地区等に単身赴任すれば、支給される。
委員	どうして支給額を引き上げなければいけないのか。都会に行くならわかるが。
事務局	都会に行けば、地域手当が出る。単身赴任手当は、赴任する地域に関わらず、二重生活になるということから出る手当である。
教育長 委員	民間との均衡ということではないか。 大幅なアップ率である。以前、高知県行政改革検討委員会の委員をしていたが、国の人事院と高知県の人事委員会は全く違い、地域の実態に合

	<p>わせて決めるというのが人事委員会の考え方であるということからみて、なぜこんなに上がるのかと思う。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>地域手当と単身赴任手当はどう違うのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>都会に行くと地域手当が付く。例えば東京に単身赴任すると、地域手当と単身赴任手当が両方支給される。高知から、土佐清水に単身赴任したら、単身赴任手当のみ支給される。</p>
<p>委員</p>	<p>土佐清水に単身赴任するのに、なぜこれほど支給しなくてはいけないのかという疑問がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>もう一点、今回の大幅な引き上げで、高知県では、どれぐらい予算アップになるのか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>それは把握していない。</p>
<p>事務局</p>	<p>行政改革検討委員会で聞いた時は、知事部局も総額どれくらい予算がアップするのか把握していないようであった。人事委員会が言ったからという理由だけで、コストという意識が薄いのではないか。</p>
<p>教育長</p>	<p>基本的には、民間と公務員を比較したうえでの判断であろう。高知県の場合は、基本的に手当等は国に準拠している。</p>
<p>事務局</p>	<p>勤勉手当については、高知県における民間準拠になるので、国よりも低い率である。国は給料表も上げるとい人事院の勧告になっているが、高知県では、実情からして適当でないということで、給料を上げる勧告はされていない。</p>
<p>委員</p>	<p>単身赴任手当の基礎額というのは、単身赴任であれば必ずもらえるものか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一定の距離を越えた単身赴任の場合、必ず支給される。高知市から南国市に勤務地が変わり、単身赴任したからといって、支給されるものではない。</p>
<p>委員</p>	<p>基準の距離を越えて単身赴任していたら、30,000円支給され、それ以外には距離に応じて、70,000円まで加算され、総額で100,000円までということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうである。ただし、高知県からの場合、東京に単身赴任しても加算額は70,000円までにはならない。都道府県の交流人事で東北の方に行くということになれば、70,000円支給される可能性がある。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、県内で高知市内から土佐清水に単身赴任すると、どれくらい手当が支給されるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在の加算額は150km以上200km未満が7,500円である。県内の場合、現在は基礎額と合計で、30,000円ぐらいまでということになる。</p>
<p>委員</p>	<p>特殊勤務手当の入学試験の監督採点業務には一日で900円ということなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>給料は支払われ、加えて特殊勤務手当が900円支給されるということである。</p>

委員 事務局	特殊勤務手当は基本的に勤務時間内に行った場合に支給されるものか。 対外運動協議等の引率指導業務（週休日等）と部活動指導業務については、週休日等に限って支給されるものである。
委員 事務局	部活動は、夜7時ぐらまで行っても手当は支給されないのか。 そうである。
委員 事務局	部活動は休日にこの時間行えば、この手当だけが支給されるということか。 そうである。
委員 事務局	だから、教員は何か部活動の顧問をするようにしているのか。 週休日等に部活動を行った実績を届け出て支給されるものなので、部活動の顧問であっても、実績がないと支給されない。
委員 事務局	部活動指導業務だけが、勤務時間外に出る手当で、それ以外は勤務時間中の手当か。 対外運動協議等の引率指導業務（週休日等）も勤務時間外に支給される。 また、対外運動協議等の引率指導業務（泊を伴う）は、週休日、平日どちらでも支給される手当である。 この手当は、労働の対価ではなく、特殊な業務をしたということに対して支給される手当である。
委員 事務局	非常災害時の児童生徒の保護等業務は、災害で休日に出勤しなくてはいけない時は、この手当と休日出勤の手当が出るのか。 教員には時間外勤務手当はない。教職調整額として、給料の4%が支給されている。
委員 事務局	休日に出勤した場合は代休を取るのか。 基本はそうである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案（学校安全対策課）】

○学校安全対策課長 説明

○質疑

委員 事務局	県立高校の耐震工事はどのくらい残っているのか。 かなり多く残っている。本年度末の耐震化率が89.5%である。来年度、約40棟ある。そのうちのほとんどが、渡り廊下や倉庫等比較的小規模なものであり、大規模なものはこの工事ということである。
委員長	当初の予定からどれくらい遅れたのか。

事務局	約1年半遅れた。今回の入札も一度やり直しをしている。既存校舎の取り壊しの工事についても3回入札をすることになり、かなり苦労した。
委員	中高一貫校だが、工事終了時点で、教室の空き状況はどうか。
事務局	必要な教室のみで、予備の教室をつくるとは聞いていない。
委員長	この業者は高知県の会社か。
事務局	3社とも高知県の会社である。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第4号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理の指定に関する議案に係る意見徴収に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

委員	株式会社香北ふるさと公社は、香北青少年の家を管理するためだけの団体であるか。
事務局	香美市のピースフルセレネというホテルやキャンプ場など4施設を運営している。県立の施設は香北青少年の家だけである。
委員	高知県青年会館はどうか。
事務局	伊野スポーツセンターという青少年宿泊施設の運営もしている。
委員	たびびとは。
事務局	比島交通公園（高知県立交通安全こどもセンター）の指定管理もしている。
委員	今回、たびびとが塩見記念青少年プラザの指定管理を受けないというのは、予算が少ないからか。
事務局	修繕費を上乗せして欲しいとのことである。
委員	上乗せがあれば受けるということか。
事務局	そうである。
委員長	塩見記念青少年プラザは建物の中の1フロアか。
事務局	5階建の建物全体である。県警の少年サポートセンターやNPO団体が入っている。
委員長	応募団体が無い場合どうなるのか。
事務局	直営となるが、再公募は現在の指定管理者と調整して行うことになっている。
委員長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員 委員長	全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。
委員長 各委員 委員長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

委員長 事務局	弓道場の利用状況はどうか。 会議室等の利用については余地があるが、射場の利用は順調である。自主事業で弓道教室も実施している。25年度の利用実績は参考資料2に記載しているとおりである。
委員長 事務局	弓道が国体で活躍していた。県立弓道場を利用して頑張ってもらいたい。県立弓道場ができて、結果的に良くなっているか。 県立弓道場と高知県立弘徳館の両方に利用が分散している。高知県弓道連盟の方で調整してもらっている。
委員長 事務局	高校の弓道部の利用状況は。 岡豊高校や、国体の選抜メンバーの練習などは県立弓道場で行い、追手前高校、高知西高校などは、弘徳館を利用している。
委員	管理運営費支出というのは、運営にかかる総額で、利用料等収入を差し引いた額が管理代行料ということになるのか。平成27年度であれば、管理代行料が111,636千円と決まっていて、それに利用料収入を含めた額で運営をするということか。
事務局 委員	そうである。 利用料が多ければ、運営費を増やせ、施設を充実するなどできるということか。また、管理代行料はこの金額を県が必ず支払うものか。
事務局 委員	そうである。 悪く見ると、平成23年度から、管理する施設が増えたということもあるが、管理代行料が上がり、高止まりした金額で、平成27年度から5年間を見積もっているように見える。また、平成27年度から平成31年度にかけて、若干金額が減っていったのはなぜか。
事務局	平成27年度から、武道館が耐震工事に入る。利用料収入が減るが、出費も減るので減っている。
教育長 委員長	平成24年度は県民体育館工事で使用できなかったことで利用料等収入や管理代行料が少ないが、それ以外は、弓道場の管理が増えたことを考えると、管理運営費はそれほど変わらない。

委員	運営団体は、利用促進すれば、支出を増やすことができ、自主的に施設の充実もするということか。
事務局	施設の小修繕や運営が充実するということである。
委員	利用料等収入が増えれば、運営管理団体が儲かるということか。
事務局	そうである。
委員長	高知県スポーツ振興財団はどれくらいの人が働いているのか。
事務局	総職員は約 60 名である。高知県春野総合運動公園の管理もしている。
委員長	事務所はどこにあるのか。
事務局	高知県春野総合運動公園である。
委員長	高知県スポーツ振興財団の中に国体選手などはいるか。
事務局	ソフトボールの選手がいるが、それを銘打って採用しているということではない。
委員長	高知県体育協会が管理をするということはないのか。
事務局	業務の棲み分けをしており、高知県スポーツ振興財団は施設の管理運営、スポーツツーリズム等を行い、高知県体育協会は競技力向上や生涯スポーツの振興を行ってもらっている。明確に線を引いているが、連携する部分もある。
委員長	高知県体育協会は指定管理者にはなれないのか。
教育長	受ける体制ではないということである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 6 号 平成26年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案
(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長	人件費が、予定より 84 名分減ったのか。
事務局	主は教員である。当初予算は見込みなので、確定の人数をみると、教育委員会全体で 84 名減になったということである。
委員長	これほど見込みより減るものか。特別な事情があったのか。
事務局	特別な事情があった訳ではない。5 月 1 日の確定数と前年度 1 月の推計数の差である。 県立学校の教員については、期限付き講師と時間講師の配置の仕方によって、当初の推計より確定数が少なくなったということもある。
委員長	採用試験の問題作成は、債務負担行為で行わなければいけないのか。
事務局	契約してからでないと、作問の日程等の打ち合わせができない。 4 月以降の契約になると、詰まった日程になる。

委員長 事務局	前の年から作問するということか。 前年度から打ち合わせをしたいということである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号～6号

原案のとおり議決